

四半期報告書

(第24期第1四半期)

自 平成21年10月1日
至 平成21年12月31日

株式会社篠崎屋

埼玉県春日部市赤沼870番地1

表紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2
第2 事業の状況	3
1 生産、受注及び販売の状況	3
2 事業等のリスク	5
3 経営上の重要な契約等	5
4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	5
第3 設備の状況	7
第4 提出会社の状況	8
1 株式等の状況	8
(1) 株式の総数等	8
(2) 新株予約権等の状況	9
(3) ライツプランの内容	14
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	14
(5) 大株主の状況	14
(6) 議決権の状況	14
2 株価の推移	14
3 役員等の状況	14
第5 経理の状況	15
1 四半期財務諸表	16
(1) 四半期貸借対照表	16
(2) 四半期損益計算書	18
(3) 四半期キャッシュ・フロー計算書	19
2 その他	23
第二部 提出会社の保証会社等の情報	24

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年2月12日
【四半期会計期間】	第24期第1四半期(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)
【会社名】	株式会社篠崎屋
【英訳名】	SHINOZAKIYA, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 樽見 茂
【本店の所在の場所】	埼玉県春日部市赤沼870番地1 (同所は登記上の本店所在地で、実際の業務は下記で行っております。)
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	埼玉県越谷市千間台西一丁目13番5号
【電話番号】	048-970-4949
【事務連絡者氏名】	管理本部経理部長 若松 一実
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第23期 第1四半期 累計(会計)期間	第24期 第1四半期 累計(会計)期間	第23期
会計期間	自平成20年 10月1日 至平成20年 12月31日	自平成21年 10月1日 至平成21年 12月31日	自平成20年 10月1日 至平成21年 9月30日
売上高(千円)	1,442,127	1,385,495	5,499,799
経常利益又は経常損失(△) (千円)	△1,451	60,110	193,297
四半期純利益又は 四半期(当期)純損失(△)(千円)	△454,577	54,356	△698,582
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金(千円)	2,705,926	2,710,865	2,705,926
発行済株式総数(株)	143,166	143,766	143,166
純資産額(千円)	1,377,264	1,220,036	1,155,802
総資産額(千円)	3,240,230	2,852,748	2,479,785
1株当たり純資産額(円)	9,620.05	8,486.27	8,073.16
1株当たり四半期純利益金額又は 四半期(当期)純損失金額(△)(円)	△3,175.18	379.43	△4,879.52
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	-	-
1株当たり配当額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	42.5	42.8	46.6
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	110,617	435,772	439,884
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	325,583	△39,932	192,030
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	△361,890	△123,452	△567,600
現金及び現金同等物の四半期末(期末) 残高(千円)	221,990	484,490	211,994
従業員数(人)	171	160	163

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成していませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載していません。
2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益は関連会社が存在しないため記載していません。
4. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、第23期第1四半期累計(会計)期間及び第23期においては潜在株式は存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失であるため、第24期第1四半期累計(会計)期間においては希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していません。

2 【事業の内容】

当第1四半期会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

提出会社の状況

平成21年12月31日現在

従業員数（人）	160	(239)
---------	-----	-------

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数は()内に1人1日8時間換算による当第1四半期会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

2. 前事業年度末と比較して、臨時雇用者が42名増加しておりますが、主に小売店舗の増加に伴うものであります。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1)生産実績

当第1四半期会計期間における生産実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別	当第1四半期会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	前年同四半期比
	金額(千円)	(%)
食品製造販売事業		
小売事業	254,556	219.9
外食事業	10,709	121.1
卸売事業	272,686	48.8
合計	537,952	78.7

(注)1. 金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 金額は、製造原価で記載しております。

(2)仕入実績

当第1四半期会計期間における仕入実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別	当第1四半期会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	前年同四半期比
	金額(千円)	(%)
食品製造販売事業		
小売事業	228,862	211.6
外食事業	45,438	61.4
卸売事業	12,393	33.1
合計	286,694	130.5

(注)1. 金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 金額は、仕入価格で記載しております。

(3)受注状況

当社は見込み生産を行っているため、該当事項はありません。

(4) 販売実績

当第1四半期会計期間における販売実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別	当第1四半期会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	前年同四半期比
	金額(千円)	(%)
食品製造販売事業		
小売事業	815,824	201.5
外食事業	143,583	67.1
卸売事業	426,088	51.8
合計	1,385,495	96.1

(注) 1. 金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 販売実績総額に対する割合が、100分の10以上に該当する相手先はありません。

3. 小売事業及び外食事業に係る事業形態別販売実績は、次のとおりであります。

事業形態別	当第1四半期会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	前年同四半期比
	金額(千円)	(%)
小売事業		
直営店売上	722,115	209.3
FC卸売上	93,357	157.1
FCその他収入	351	63.4
計	815,824	201.5
外食事業		
直営店売上	106,208	64.7
FC卸売上	25,407	77.9
FCその他収入	11,967	69.4
計	143,583	67.1

2【事業等のリスク】

当第1四半期会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、新たに決定または締結した経営上の重要な契約はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期会計期間のわが国経済は、国内外の景気対策により一部に景気底入れ感がみられるものの、雇用情勢の悪化による個人消費の低迷が続いており、依然として厳しい状況が続いております。

このような状況下、当社は①製造小売モデル事業の拡大、②商品開発力強化、③製造原価の改善を主要課題に事業を推進してまいりました。

小売事業につきましては、顧客数の増加をテーマに販売手法等の様々な検証を実施し、その中でも新商品の認知度を高めるために毎月新商品情報を配布し売上高の向上を図ることができました。直営店舗の出店に関しても商店街型3店舗、郊外型4店舗の合計7店舗を出店し「三代目茂蔵工場直売所」の認知度を高めることに努めました。

また、製造原価の改善を図るべく卸売事業における製造アイテムの見直し等を実施し、効率的な製造体制の構築に努めました。

以上の結果、当第1四半期会計期間の売上高は1,385,495千円（前年同四半期比3.9%減）、営業利益は63,514千円（前年同四半期は営業損失2,740千円）、経常利益は60,110千円（前年同四半期は経常損失1,451千円）、四半期純利益は54,356千円（前年同四半期は四半期純損失454,577千円）となりました。

事業部門別の業績の内訳は、次のとおりであります。

① 小売事業

小売事業につきましては、当第1四半期会計期間末時点での「三代目茂蔵工場直売所」店舗数は直営42店舗、FC93店舗の合計135店舗となっております。今年度は「製造小売モデル事業の拡大」を課題に、「三代目茂蔵工場直売所」直営店舗の出店を進めてまいりました。結果、集客力のある商店街を対象とする「商店街型モデル」3店舗を出店し、加えて、前期検証した「郊外型モデル」4店舗の合計7店舗を出店しました。また、売上高拡大を図るために、顧客数の増加をテーマに新商品の発売及び販売促進等を実施しました。具体的には、毎月「茂蔵新商品情報」を配布し内容についても商品案内だけでなくレシピ提案等を増やすことによりリピート率の向上を図ることができました。

この結果、小売事業の売上高は815,824千円（前年同四半期比101.5%増）となりました。

② 外食事業

外食事業につきましては、消費者の節約志向の高まりから内食回帰の傾向が継続し、前年同期比店舗数が減少したこともあり厳しい状況が続いております。このような状況下、工場内セントラルキッチンでの積極的な活用と当社製品比率を高めたメニューを開発提供するとともに小売事業で成果を残したキャンペーン等をタイムリーに実施し集客力の向上に努めました。

この結果、外食事業の売上高は143,583千円（前年同四半期比32.9%減）となりました。

③ 卸売事業

卸売事業につきましては、収益基盤の確立を図るべく取引先へ商品提案を実施してまいりました。しかし、消費者の生活防衛意識の高まり、デフレ傾向の強まり等により販売価格は低位で安定した価格での競争が継続しているため、販売は厳しい状況となっております。当社といたしましては「いいものを適正価格」で提供することが消費者の食文化への貢献と考え中高価格帯の商品の販売に努めました。

この結果、卸売事業の売上高は426,088千円（前年同四半期比48.2%減）となりました。

なお、当第1四半期会計期間の出店状況は、次のとおりであります。

			前事業年度末 店舗数	増加	減少	当第1四半期末 店舗数
小売事業	工場直売所	直営店	35	7	-	42
		F C店	86	7	-	93
	茂蔵Deli (中食事業)	直営店	7	-	-	7
		F C店	10	-	-	10
小売事業計			138	14	-	152
外食事業	三代目茂蔵	直営店	7	-	-	7
		F C店	17	-	-	17
外食事業計			24	-	-	24
総合計			162	14	-	176

(2) 財政状態の分析

資産は、2,852,748千円（前事業年度は2,479,785千円）となりました。これは主として現金及び預金484,490千円、売掛金400,637千円及び有形固定資産1,428,341千円等によるものであります。

負債は、1,632,712千円（前事業年度は1,323,983千円）となりました。これは主として買掛金718,438千円、借入金合計187,816千円及びリース債務合計260,543千円等によるものであります。

純資産は、1,220,036千円（前事業年度は1,155,802千円）となりました。これは主として資本金2,710,865千円及び資本剰余金2,611,551千円等によるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、484,490千円となりました。

当第1四半期会計期間における各キャッシュ・フローの状況は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、435,772千円（前年同四半期は110,617千円の収入）となりました。これは主に、税引前四半期純利益60,340千円の内訳として非資金項目である減価償却費及びその他の償却費48,785千円の計上及び売上債権の増加額44,966千円、たな卸資産の増加額58,281千円、仕入債務の増加額397,614千円等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、39,932千円（前年同四半期は325,583千円の収入）となりました。これは主に、固定資産の売却による収入5,000千円、有形固定資産の取得による支出12,864千円及び敷金及び保証金の差入による支出36,604千円等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は、123,452千円（前年同四半期は361,890千円の支出）となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出14,645千円、転換社債型新株予約権付社債の償還による支出100,000千円及びリース債務の返済による支出18,686千円等によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期会計期間において、前事業年度末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	500,000
計	500,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成21年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成22年2月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	143,766	143,766	東京証券取引所 (マザーズ)	当社は単元株制度は採用しておりません。
計	143,766	143,766	—	—

(注)「提出日現在発行数」には、平成22年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

(平成14年5月14日臨時株主総会特別決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数	24個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	3,600株(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	1株につき16,464円(注)3
新株予約権の行使期間	平成16年6月1日から 平成24年5月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 16,464円 資本組入額 8,232円
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注)1. 新株予約権1個当たりの株式数は、150株であります。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整いたします。
ただし、この調整は本件新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てることといたします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が存続会社となる合併により新株予約権が承継される場合、または当社が他社と株式交換により完全親会社となる場合、当社は目的となる株式の数を調整いたします。

3. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げることといたします。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、当社が調整前発行価額を下回る価額で新株を発行する場合（新株予約権の行使によるものを除く。）、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げることといたします。

調整後行使価額 = $\frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$

また、当社が存続会社となる合併により新株予約権が承継される場合、または当社が他社と株式交換により完全親会社となる場合、当社は行使価額を調整いたします。

4. 新株予約権の行使の条件等

- ① 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を有していることを要することといたします。
ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合、この限りではありません。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができることといたします。
- ③ 新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要することといたします。
- ④ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないことといたします。
- ⑤ その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによることといたします。

(平成16年12月21日定時株主総会特別決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数	595個(注)1、5
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	595株(注)2、5
新株予約権の行使時の払込金額	1株につき102,751円(注)3
新株予約権の行使期間	平成19年2月1日から 平成22年1月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 102,751円 資本組入額 51,376円
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注)1. 新株予約権1個当たりの株式数は、1株であります。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整いたします。
ただし、この調整は本件新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる0.01株未満の株式については、これを切り捨てることといたします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が存続会社となる合併により新株予約権が承継される場合、または当社が他社と株式交換により完全親会社となる場合、当社は目的となる株式の数を調整いたします。

3. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げることといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が調整前発行価額を下回る価額で新株を発行する場合（新株予約権の行使によるものを除く。）、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げることといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

また、当社が存続会社となる合併により新株予約権が承継される場合、または当社が他社と株式交換により完全親会社となる場合、当社は行使価額を調整いたします。

4. 新株予約権の行使の条件等

- ① 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を有していることを要することといたします。
ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合、この限りではありません。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができることといたします。
- ③ 新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要することといたします。
- ④ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないことといたします。
- ⑤ その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによることといたします。

5. 退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。
(平成19年6月12日臨時取締役会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権付社債の残高	100,000千円
新株予約権の数	10個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	6,662株 (注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額	1株につき15,010円 (注)2
新株予約権の行使期間	平成19年6月29日から 平成22年6月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 15,010円 資本組入額 7,505円
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものといたします。
新株予約権の譲渡に関する事項	—
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注)1. 行使により生じる1株未満の端数は切捨て、現金による調整は行わない。

2. 本新株予約権の行使に際して出資をなすべき1株当たりの額(以下、「転換価額」という。)は、15,010円といたします。

転換価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整いたします。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

また、当社は下記第(4)号に掲げる株式の併合の場合等にも適宜転換価額を調整いたします。

(2) 転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合およびその調整後の転換価額適用時期については、次に定めるところによるものとします。

① 下記第(3)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券もしくは権利の転換、交換もしくは行使による場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用いたします。

② 当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当てをする場合、調整後の転換価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用いたします。

ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用いたします。

- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに下記第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、または下記第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券または権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権および新株予約権付社債の場合は割当日）または無償割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用いたします。上記にかかわらず、転換交換または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換または行使される当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用いたします。

- ④ 当社が発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合、調整後の転換価額は、取得日の翌日以降、これを適用いたします。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して当該調整前に上記第(2)号③または⑤による転換価額の調整が行われている場合には、(i)上記交付が行われた後の下記第(3)号③に定める完全希薄化後普通株式数が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後の転換価額は、超過する株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとし(ii)上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本④の調整は行わないものといたします。

- ⑤ 取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株あたりの対価（本⑤において「取得価額等」という。）の下方修正等が行われ（下記第(3)号乃至第(5)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における下記第(3)号②に定める時価を下回る価額になる場合

(i) 当該取得請求権付株式等に関し、上記第(2)号③による転換価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の転換価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等が全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして本項第(2)号③の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降、これを適用いたします。

(ii) 当該取得請求権付株式等に関し、上記第(2)号③または上記(i)による転換価額の調整が修正日前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等が全てを修正日時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの下記(3)号③に定める完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の転換価額は、当該超過株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降、これを適用いたします。なお、1ヶ月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の転換価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降、これを適用いたします。

- ⑥ 上記第(2)号③乃至⑤における対価とは、当該株式または新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（上記第(2)号③における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該株式または新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいいます。

- ⑦ 上記第(2)号①乃至③の各取引において、当社普通株式に割当を受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記第(2)号①乃至③にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用するものとしたします。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとしたします。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、その端数に調整後転換価額を乗じた金額を返還いたします。

- (3) ① 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てるものとしたします。
- ② 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日（ただし、上記第(2)号⑦の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所マザーズ市場における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日は除く。）としたします。
この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てるものとしたします。
- ③ 完全希薄化後普通株式数は、調整後の転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該転換価額の調整以前に、上記第(2)号乃至下記第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式数のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとしたします（当該転換価額の調整において上記第(2)号乃至下記第(4)号に基づき「交付普通株式数」に該当するものとみなされることとなる当社普通株式数を含む。）。
- ④ 上記第(2)号①乃至⑤に定める証券または権利に類似した証券または権利が交付された場合における調整後の転換価額は、上記第(2)号の規定のうち、当該証券または権利に類似する証券または権利についての規定を準用して算出するものとする。
- (4) 上記第(2)号で定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行うものとしたします。
- ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部または一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社普通株式数の変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- ③ 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (5) 上記第(1)号乃至第(4)号により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨およびその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額、その適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債の社債権者に通知する。ただし、上記(2)号の⑦の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行うものとしたします。

- (3) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数		資本金		資本準備金	
	増減数(株)	残高(株)	増減額(千円)	残高(千円)	増減額(千円)	残高(千円)
平成21年10月1日 ～平成21年12月31日 (注)	600	143,766	4,939	2,710,865	4,939	2,611,551

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成21年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

(平成21年12月31日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式143,166	143,166	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	143,166	—	—
総株主の議決権	—	143,166	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が20株含まれております。また「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数20個が含まれております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 10月	11月	12月
最高(円)	8,090	8,200	8,340
最低(円)	7,050	7,500	7,800

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期累計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第1四半期会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び当第1四半期累計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期累計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期財務諸表並びに当第1四半期会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び当第1四半期累計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について、監査法人アヴァンティアによる四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第64号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】
 (1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期会計期間末 (平成21年12月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成21年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	484,490	211,994
売掛金	400,637	356,855
商品及び製品	68,615	45,974
原材料及び貯蔵品	76,686	41,046
その他	80,736	96,192
貸倒引当金	△11,652	△12,800
流動資産合計	1,099,514	739,263
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	※1, ※2 261,648	※1, ※2 263,710
構築物（純額）	※1 27,966	※1 29,023
機械及び装置（純額）	※1 354,327	※1 384,188
工具、器具及び備品（純額）	※1 74,935	※1 62,339
土地	※2 692,883	※2 692,883
その他（純額）	※1 16,580	※1 16,915
有形固定資産合計	1,428,341	1,449,060
無形固定資産	11,569	14,973
投資その他の資産		
投資有価証券	130,205	130,205
関係会社株式	11,289	11,289
敷金及び保証金	131,025	101,891
その他	45,294	34,758
貸倒引当金	△4,492	△1,657
投資その他の資産合計	313,322	276,488
固定資産合計	1,753,234	1,740,522
資産合計	2,852,748	2,479,785
負債の部		
流動負債		
買掛金	718,438	320,823
1年内返済予定の長期借入金	※2 64,296	※2 64,296
1年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債	100,000	200,000
リース債務	74,745	74,745
未払金	230,302	175,190
未払費用	100,201	90,619
未払法人税等	9,228	28,653
株主優待引当金	1,024	6,700
その他	16,594	11,573
流動負債合計	1,314,831	972,600

(単位：千円)

	当第1四半期会計期間末 (平成21年12月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成21年9月30日)
固定負債		
長期借入金	※2 123,520	※2 138,165
リース債務	185,798	204,485
その他	8,561	8,733
固定負債合計	317,880	351,383
負債合計	1,632,712	1,323,983
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,710,865	2,705,926
資本剰余金	2,611,551	2,606,612
利益剰余金	△4,102,380	△4,156,736
株主資本合計	1,220,036	1,155,802
純資産合計	1,220,036	1,155,802
負債純資産合計	2,852,748	2,479,785

(2) 【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
売上高	1,442,127	1,385,495
売上原価	940,325	804,723
売上総利益	501,802	580,772
販売費及び一般管理費	*1 504,542	*1 517,258
営業利益又は営業損失(△)	△2,740	63,514
営業外収益		
受取利息	677	767
補助金収入	5,880	—
受取賃貸料	—	1,452
その他	877	1,849
営業外収益合計	7,435	4,069
営業外費用		
支払利息	5,849	1,351
為替差損	—	2,013
その他	297	4,108
営業外費用合計	6,146	7,473
経常利益又は経常損失(△)	△1,451	60,110
特別利益		
固定資産売却益	—	25
貸倒引当金戻入額	5,500	204
特別利益合計	5,500	229
特別損失		
関係会社株式売却損	420,734	—
その他	32,037	—
特別損失合計	452,772	—
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失(△)	△448,724	60,340
法人税、住民税及び事業税	5,853	5,984
法人税等合計	5,853	5,984
四半期純利益又は四半期純損失(△)	△454,577	54,356

(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失 (△)	△448,724	60,340
減価償却費及びその他の償却費	67,837	48,785
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	5,585	1,687
受取利息及び受取配当金	△677	△767
支払利息	5,849	1,351
関係会社株式売却損益 (△は益)	420,734	—
為替差損益 (△は益)	—	2,013
固定資産売却損益 (△は益)	—	△25
売上債権の増減額 (△は増加)	48,336	△44,966
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△21,990	△58,281
仕入債務の増減額 (△は減少)	108,058	397,614
未払金の増減額 (△は減少)	△61,067	50,891
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△11,940	△17,375
その他	23,939	17,083
小計	135,941	458,350
利息及び配当金の受取額	22	111
利息の支払額	△4,934	△1,249
法人税等の支払額	△20,411	△21,440
営業活動によるキャッシュ・フロー	110,617	435,772
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△19,547	△12,864
有形固定資産の売却による収入	—	5,000
関係会社株式の売却による収入	352,000	—
敷金及び保証金の差入による支出	△8,908	△36,604
敷金及び保証金の回収による収入	5,503	2,040
貸付金の回収による収入	—	6,282
その他	△3,463	△3,785
投資活動によるキャッシュ・フロー	325,583	△39,932
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△334,645	△14,645
転換社債型新株予約権付社債の償還による支出	—	△100,000
リース債務の返済による支出	△27,245	△18,686
株式の発行による収入	—	9,878
財務活動によるキャッシュ・フロー	△361,890	△123,452
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	108
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	74,310	272,495
現金及び現金同等物の期首残高	147,680	211,994
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 221,990	※1 484,490

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	<p>当第1四半期会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)</p>
<p>会計処理基準に関する事項の変更</p>	<p>(配送費の計上区分)</p> <p>工場及び物流センターから直営店舗への製商品の配送費は、従来、売上原価として処理しておりましたが、当第1四半期会計期間より販売費及び一般管理費として処理する方法へ変更いたしました。</p> <p>この変更は、直営店舗での販売の重要性が増したことに伴い、工場及び物流センターから出荷された製商品が直営店舗においてほぼ完売されているという実態に照らした結果、直営店舗での販売が卸売店舗への販売と同様の取引と考えられることから、直営店舗への配送費を卸売店舗への配送費と同様に販売費及び一般管理費として処理する方法に統一することで、経営成績をより適切に表示するためのものであります。</p> <p>この変更により、従来の処理方法に比べ売上原価が49,713千円減少、売上総利益及び販売費及び一般管理費が同額増加しております。なお、営業利益、経常利益及び税引前四半期純利益に与える影響はありません。</p>

【表示方法の変更】

	<p>当第1四半期会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)</p>
<p>(四半期貸借対照表関係)</p> <p>1. 前第1四半期会計期間まで区分掲記しておりました「立替金」(当第1四半期会計期間末の残高は25,495千円)及び「未収入金」(当第1四半期会計期間末の残高は6,727千円)は、重要性が乏しくなったため、流動資産の「その他」に含めて表示しております。</p> <p>2. 前第1四半期会計期間まで区分掲記しておりました「長期貸付金」(当第1四半期会計期間末の残高は4,700千円)、「関係会社長期貸付金」(当第1四半期会計期間末の残高は0千円)及び「長期未収入金」(当第1四半期会計期間末の残高は8,596千円)は、重要性が乏しくなったため、投資その他の資産の「その他」に含めて表示しております。</p> <p>(四半期損益計算書関係)</p> <p>1. 前第1四半期累計期間において営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「受取賃貸料」は、営業外収益総額の100分の20を超えたため、当第1四半期累計期間より区分掲記することとしました。なお、前第1四半期累計期間の営業外収益の「その他」に含まれる「受取賃貸料」は、52千円であります。</p>	

【簡便な会計処理】

当第1四半期会計期間(自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
該当事項はありません。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第1四半期会計期間(自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第1四半期会計期間末 (平成21年12月31日)	前事業年度末 (平成21年9月30日)
<p>※1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,518,070千円</p> <p>※2. 担保資産及び担保付債務 担保に供している資産は、次のとおりであります。 建物 0千円 土地 407,279千円 計 407,279千円 担保付債務は、次のとおりであります。 1年内返済予定の長期借入金 64,296千円 長期借入金 123,520千円 計 187,816千円</p> <p>3. 偶発債務 次の会社について、金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。 保証先 株式会社ドナテロウズジャパン 金額 37,550千円 内容 借入債務</p>	<p>※1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,488,982千円</p> <p>※2. 担保資産及び担保付債務 担保に供している資産は、次のとおりであります。 建物 0千円 土地 407,279千円 計 407,279千円 担保付債務は、次のとおりであります。 1年内返済予定の長期借入金 64,296千円 長期借入金 138,165千円 計 202,461千円</p> <p>3. 偶発債務 次の会社について、金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。 保証先 株式会社ドナテロウズジャパン 金額 39,050千円 内容 借入債務</p>

(四半期損益計算書関係)

前第1四半期累計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
<p>※1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 運賃及び保管料等 148,135千円</p>	<p>※1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 運賃及び保管料等 135,769千円</p>

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期累計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
<p>※1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年12月31日現在)</p> <p>現金及び預金勘定 221,990千円 預入期間が3ヶ月を超える定期 ー千円 預金 現金及び現金同等物 221,990千円</p>	<p>※1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年12月31日現在)</p> <p>現金及び預金勘定 484,490千円 預入期間が3ヶ月を超える定期 ー千円 預金 現金及び現金同等物 484,490千円</p>

(株主資本等関係)

当第1四半期会計期間末(平成21年12月31日)及び当第1四半期累計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 143,766株

2. 自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)	当第1四半期会計期間末残高(千円)
第2回転換社債型新株予約権付社債	普通株式	6,662	-

(注) 第2回転換社債型新株予約権付社債の目的となる株式の数は、転換社債型新株予約権付社債の残高を新株予約権の行使価額(転換価額)で除して得られた数を記載しております。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期会計期間末 (平成21年12月31日)	前事業年度末 (平成21年9月30日)
1株当たり純資産額 8,486.27円	1株当たり純資産額 8,073.16円

2. 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額等

前第1四半期累計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額 △3,175.18円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	1株当たり四半期純利益金額 379.43円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額		
四半期純利益又は四半期純損失(△)(千円)	△454,577	54,356
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失(△)(千円)	△454,577	54,356
期中平均株式数(株)	143,166	143,257
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

当第1四半期会計期間末(平成21年12月31日)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月12日

株式会社篠崎屋

取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

代表社員
業務執行社員 公認会計士 小笠原 直 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 木村 直人 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社篠崎屋の平成20年10月1日から平成21年9月30日までの第23期事業年度の第1四半期累計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社篠崎屋の平成20年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月9日

株式会社篠崎屋

取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

代表社員
業務執行社員 公認会計士 小笠原 直 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 木村 直人 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社篠崎屋の平成21年10月1日から平成22年9月30日までの第24期事業年度の第1四半期会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第1四半期累計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社篠崎屋の平成21年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

「四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載されているとおり、会社は当第1四半期会計期間から、従来売上原価として処理していた工場及び物流センターから直営店舗への製商品の配送費を、販売費及び一般管理費として処理する方法へ変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。